

行事の共催等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石垣市教育委員会（以下「教育委員会」という）に対する行事の共催、又は後援（協賛を含む。以下同じ）の承認申請に対し、必要な事項を定めるものとする。

(共催の承認基準)

第2条 教育委員会は、国又は地方公共団体の教育施策推進上、効果があると認められるもので、次の各号の一に掲げる行事は、申請があった場合共催を承認することができる。

- (1) 国、地方公共団体若しくは、その機関又はこれに準じるものが主催する行事。
- (2) 教育委員会が、その企画若しくは、運営に参画し又は、その経費を支出する行事。
- (3) 国、沖縄県、八重山地区レベル及び本市にある教育、芸術、文化、芸能、スポーツ団体が主催し、国、地方公共団体若しくは、その機関が共催する行事。
- (4) その他、教育委員会が適当と認める行事。

(後援・協賛の承認基準)

第3条 教育委員会は、国又は地方公共団体の教育施策推進上、効果があると認められるもので、次の各号の一に掲げる行事は、申請があった場合、後援又は協賛を承認することができる。

- (1) 国、地方公共団体若しくは、その機関又はこれに準じるものが主催する行事。
- (2) 教育、芸術、文化、芸能、スポーツ団体若しくは、研究団体等が主催する行事。
- (3) その他、教育委員会が適当と認める行事。

(不承認の基準)

第4条 次の各号の一に掲げる行事は、共催、後援、協賛等の承認をすることができない。

- (1) 国、地方公共団体の施策並びにその実施に反する行事。
- (2) 政治的又は、宗教的意図をもつ行事。
- (3) 営利団体が行う営利の意図をもつ行事。
- (4) その他、教育委員会が不適当と認める行事。

(承認申請の手続き)

第5条 共催又は後援の承認申請をしようとするものは、共催（後援）承認申請書（第1号様式）により、教育委員会に行事開催前14日までに、その旨を申請しなければならない。

(共催又は後援承認の審査及び決定)

第6条 前条の規定により申請があった場合は、教育委員会は次の各号に掲げる事項について審査し、承認するかどうかを決定しなければならない。

- (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者、共催者及び後援者
- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 日程
- (5) 講師及び審査委員等
- (6) その他必要事項

2 前条の規定による審査に当たっては、主管課は関係課とあらかじめ緊密な連絡をとらなければならない。

(共催又は後援名義)

第7条 行事の共催又は後援の名義は、石垣市教育委員会とする。

(承認書の公布)

第 8 条 共催又は後援の承認をしたときは、当該申請者に対して共催（後援）承認書（第 2 号様式）を公布するものとする。

(実施結果報告書の提出)

第 9 条 教育委員会の共催又は後援に係る行事のうち、必要があるものは、実施結果報告書（第 3 号様式）の提出を求めることができる。

(その他)

第 10 条 この要領によりがたい場合は、その都度、教育長が決定する。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 10 月 5 日から施行する。